

寿楽荘だより



紅葉狩りハイク(東京都立奥多摩湖畔公園“山のふるさと村”)

発行：社会福祉法人 双葉会
 介護老人福祉施設 寿楽荘
 編集：広報委員会
 〒198-0213
 東京都西多摩郡奥多摩町海澤497番地
 TEL 0428-83-2338
 Fax 0428-83-3705
 E-mail: jyurakusou@futabakai.or.jp
 URL: http://www.futabakai.or.jp

謹賀新年

介護老人福祉施設 寿楽荘施設長

佐藤 泰信

仏となる道

仏となるにいとやすきみちあり。もろもろの悪をつくらず、生死に著する心なく、一切衆生のために、あわれみふかくして、かみをうやまい、しもをあわれみ、よろずいとうこころなく、うれうることなき、これを仏となづく。またほかにたずぬることなかれ。

正法眼蔵(第九十二巻) 生死

正道をあゆむためにたやすい方法がある。横着になる文明におぼれず、生死に執着せず、命あるすべてのものに、生きるものとしてかわり、人を尊敬し、いきとしいけるものといとおしみ、利器を安易に頼らず、便利さを願う心をなくして、利害打算などを思うことをせず、あれこれと取り越し苦労をしない、これを摂理のままに生きる仏といつ。重ねてそれ以上のことをたずぬる必要もあるまい。

(訳 小倉玄照老師)

新年明けましておめでとうございます。

新年冒頭から生死など大変失礼とは思いましたが、今私たち老人施設のみならず人として(日本人が忘れてしまっている心)必要な一番大事なことを説いている教えであると思います。

私たち役員一同、人のかかわりを心からの喜びとし、尊敬して皆様とともに歩みたいと思います。

本年も利用者 御家族の皆様が輝ける年でありますことを心よりご祈念申し上げます。

成年後見制度について (多摩成年後見支援センター事務所資料より)

成年後見制度とは、判断能力に不安がある高齢者などの日常生活を法的に保護する制度です。たとえば訪問販売で高価な羽根布団の契約をしてしまったとか、不要な住宅補強工事の契約をしてしまったなど状況がわからないままに、本人が不利益をこうむる場合があります。このような日常生活における損害を受けないように、法的に本人の権利を守る制度が成年後見制度です。成年後見制度は次の2種類があります。

「法定後見制度」

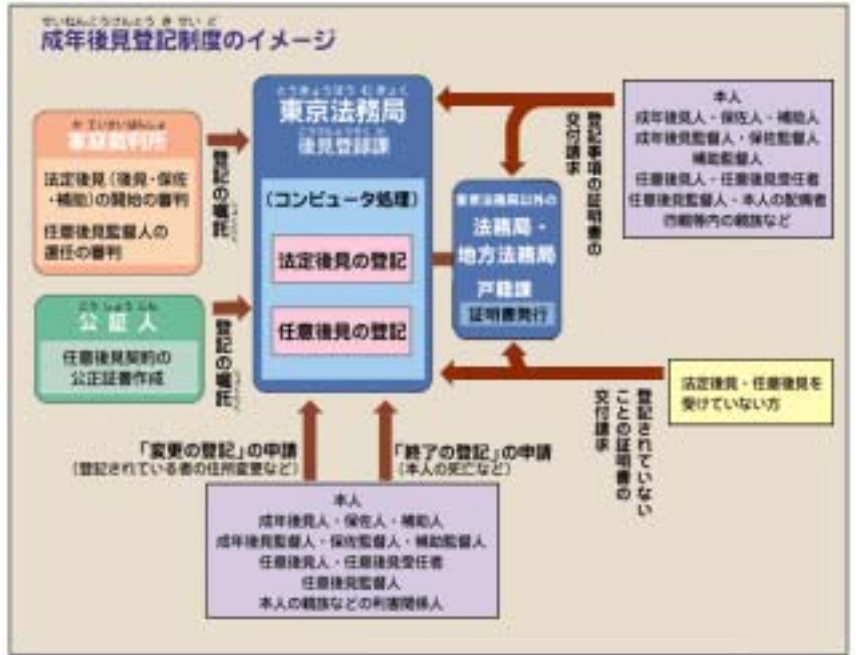
現在、本人の判断能力が不十分の場合、代理である申立人が家庭裁判所へ制度の申立てを行う制度。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

「任意後見制度」

将来に備え、本人が判断能力のあるうちに支援者や支援内容をあらかじめ契約しておく制度。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養監護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



戦国の武将達

健康談義 その十七

介護老人福祉施設寿楽荘

医学博士 佐藤守雄

一般に短命と言われている昔の人達は、老化するまで生きなかつたのでしようか。衛生状態が悪く、疫病が流行した、医療も発達せず、乳幼児の死亡が多かつた、栄養科学もなくその上に再三飢餓があつた、政府援助?の見る可きものもなし、戦国時代の平均寿命は四十歳以下と思われまふ。その時代にあつて、武将百七十一名の平均寿命は六十一歳(名將言行録)と長命です。といふことは、これらの人達は健康と体力に恵まれていたので、常人の及ばない仕事をしたと言えらるでしよう。次に代表的な武将達の寿命を記してみまふ。

もつともここに挙げた短命組の人達は、合戦に討れた方が多いので、兇変がなければもつとも長生きしたであらうと思われまふ。体力維持に一番関係の深い食事について、高名な三人の武将を例にとり考えてみましょう。

信長は酒を飲まず、性格通りに好きな物を食べたと言われています。通を誇らず京風料理を「水くさい」と言い、食事中も我が道を往くとした。秀吉は功成り名遂げた後は、兎角「成り上がり根性」を發揮したことで、悪名の高し男ですが、案外素朴な食膳であつたのであつた。但し、本能寺の変で中国路から取返す時などは、にんにくを首飾りようにかけ、馬上で嘔吐した程であつた。エネルギーの塊であつた。家康は一生麦飯で通り、他人の贅沢を見ると機嫌を悪くしたそつです。鷹狩りが彼の運動でした。

長命組の最年長の**真田信幸**は、智将幸村の兄で、豊臣・徳川の交替期に、親子談合の上で敵味方に分かれまふ。信幸は姻戚関係の故もあり徳川方に付いて、真田家の命脈を保ちまふ。夫人を早く亡くし九十三歳で信州松代で没したことは、真田太平記に名高いことであつた。

竜造寺家兼は、九十二歳の時に兵を率いて宿敵馬場頼周を破り、失地を回復して竜造寺再興を果たし、翌年九十三歳で世を去りまふ。北条早雲は、八十八歳の長寿を保ちまふが、成り上がり者で独力で関東の霸王になつた武将です。老人になつてもなお耳も目も確かであり、歯も抜けず、ただ白髪になつただけで、心身のしかりして居るとは、壮年の如しと言われている。

長命組 (70歳以上)		短命組	
尼子 経久	84	木村 重成	23
真田 信幸	93	豊臣 秀頼	23
細川 忠興	83	豊臣 秀長	53
宇喜多 秀家	91	豊臣 秀吉	63
伊達 政宗	70	織田 信長	49
竜造寺 家兼	93	武田 信玄	53
蜂須賀 家政	81	上杉 謙信	49
毛利 元就	75	真田 幸村	49
藤堂 高虎	75	山中 幸盛	34
徳川 家康	75	森 蘭丸	18
島津 義弘	85	今川 義元	42
立花 宗茂	74	石田 三成	38
本多 正信	79	明智 光秀	54
鍋島 直茂	81	蒲生 氏郷	40

印 戦死・刑死・謀殺・自害等
次号に続く

任意後見契約Q & A (日本公証人連合会資料より)

Q1. 任意後見契約とはどんな契約ですか。

人は年をとるにつれて、次第に物事を判断する能力が衰えていくことは避けられません。時のよると、老人性認知症といわれるような状態となり、自分の持っている不動産の管理や預貯金の出し入れなどの自分の日常生活にかかわる重要な物事について適切な処理をすることが出来なくなる場合も決して少なくありません。他の病気などが原因となって同じような状態になることもあります。

そんなときのために、財産の管理や医療契約、施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わってやってくれる人をあらかじめ選んでおくことと安心です。

このように自分の判断能力が低下したときに、自分に代わって財産管理などの仕事をしてくれる人(これを任意後見人といいます)を定めて、一定の仕事を代わってしてもらうことを依頼する契約が任意後見契約です。

Q2. この契約はどのようにして結ぶのでしょうか。

「任意後見契約に関する法律」によって、任意後見契約を結ぶときは、必ず公正証書でしなければならないことになっています。

その理由は、法律的な仕事に深い知識と経験を持っている公証人が関与することにより、本人がその真意に基づいてこの契約を結ぶものであることや契約の内容が法律に適った有効なものであることを確保することを制度的に保証するためです。

Q3. この契約の内容は契約を結ぶ者が自由に決められるのですか。

これは契約ですから、誰を任意後見人として選ぶか、その任意後見人にどこまでの仕事をしてもらうかは、本人と任意後見人となることを引き受けてくれる人との話し合いにより、自由に決めることができます。

Q4. 任意後見人は身内の者でもなることができますか。

法律が任意後見人としてふさわしくないと定めている理由がない限り、誰でも成人であれば任意後見人になることができます。本人の子、兄弟姉妹、甥姪等の親戚や親しい友人でもかまいません。また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家や社会福祉協議会、社会福祉法人、信託銀行などの法人を任意後見人とすることもできます。

Q5. 任意後見人はいつから仕事をするのでしょうか。

この契約は本人の判断能力が低下したときに備えて結ばれるものですから、任意後見人が本人に代わって事務処理をするのは、本人が自分の財産管理等を十分に行なうことができなくなってからということになります。そして、家庭裁判所が、任意後見人を監督する立場の任意後見監督人を選任したときからこの契約の効力が発生し、任意後見人はこの契約で定められた事務処理を始めることとなります。

Q6. 任意後見監督人の選任はどのようにして行われますか。

任意後見人になることを引き受けた人、本人の四親等内の親族又は本人自身が家庭裁判所に選任を申し立てるのです。本人以外の方が申し立てる場合には、本人が自分の考えや気持ちを表示することができる状況にある限り、本人の同意が必要です。ですから、本人がまだ希望していないのに、その意思に反して任意後見監督人が選任され、任意後見人が本人に代わって仕事を始めるという心配はありません。

今後、数号に分けて「成年後見制度」や「相続・遺言公正証書」に関する情報を掲載していく予定ですが、個別により詳しい情報を必要とされる場合は、今回資料協力をいただきました「日本公証人連合会 立川公証役場」「多摩成年後見支援センター事務所」より了解をいただいておりますので直接お問合せ下さい。

「日本公証人連合会 立川公証役場」

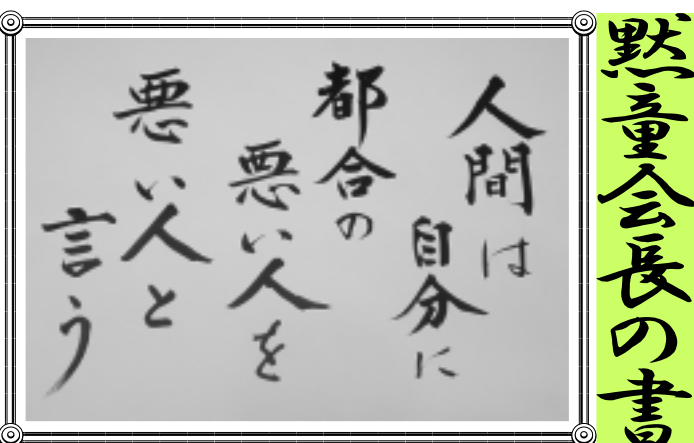
〒190-0023 東京都立川市柴崎町3丁目9番21号 エルフレア立川2階

042-524-1279 fax042-522-2402

「多摩成年後見支援センター事務所」

〒197-0814 東京都あきる野市二宮1401番地1

042-558-1327 fax042-559-5414



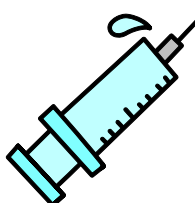
黙童会長の書

インフルエンザ予防接種実施状況

昨年中に、アレルギーなどでどうしても予防接種を行なうことが出来ないという方以外は、ほぼ利用者・職員とも予防接種を行いました。

しかし、あくまでも予防接種であり絶対に罹患しないわけではありませんので、身近でインフルエンザを発症した方がいらっしゃる場合はご面会の日程をご検討下さい。

まだまだこれからが本格的にインフルエンザが蔓延する時期ですので、予防にご協力いただきますようお願い致します。





平成18年10月11日
マス釣り
馬沢自治会釣堀



平成18年12月16日
慰問 睦和会の皆様

日常生活・行事活動状況

紅葉狩りハイク

買物バス



たいらや、ドラッグストア“バイゴウ”



12月8日 成道会(じょうどうえ)。
お釈迦さまが「さとり」をひらかれた日です。



日本ボーイスカウト東京連盟 杉並第八団
窓拭き奉仕の慰問も今年で三十回目となりました。(平成18年11月23日)

一國の首相が「美しい国」という言葉を使っていたことが、誰にとて「こんなこと」を美しい国にしようとしているのでしょうか。少なくとも現在寿楽荘を利用されている入所者の方々の団塊の世代、前期高齢者の方々にしてみれば、ほんの一部の人にはのみあてはまるだけではないでしょうか。教育基本法改正案など将来を見据えた展望にたは意味合いを持つ言葉なのかもしれません。

今号には「成年後見制度」に関する掲載がありました。が「財産管理」のためだけに活用されている現状であり、本来の目的に含まれる「身上監護」については申立費用や後見報酬が関係し依然活用が広がる傾向が見えてきま

介護保険法において国や都道府県は個人と施設間による契約を基本とし、どんな場面においても本人若しくは代理人の同意が必要であり、金融機関においても本人若しくは代理人の確認が必要以上に厳しくなっています。が、本人の明確な意思表示が困難である方がほとんどもいえる介護老人福祉施設などが独自に行える手立てなど皆無に等しい状況なのです。成年後見制度は今後このような施設利用者の方々の活用が普及するための施策が必要なのではないでしょうか。

施設は虐待や不正請求、感染症の温床などとマイナーのイメージだけを報道され、介護報酬は削られるだけ削られる結果として労働力、労働意欲の低下が危惧される。社会福祉法人の存在意義が希薄となり地域によつては雇用もおぼつかなくなり過疎化が進む。これで本当に「美しい国」向かっているといえるのでしょうか。

生活相談員 三浦 雅彦

今後の行事予定平成19年1月から平成19年3月迄(適宜変更あり)

- | | | |
|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 1月
利用者新年会
買物バス | 2月
涅槃会
節分喫茶
買物バス
開設記念日 | 3月
彼岸供養法要
ひな祭り喫茶
買物バス |
|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|

編集委員紹介

広報委員長	村木 事務主任
編集委員長	清水 介 養主
編集委員	青川 専務主任
編集委員	小川 事務主任
編集委員	坂本 介護主任
編集委員	島崎 事務主任
編集委員	中村 介護主任
編集委員	牧野 介護主任
編集委員	牧野 看護主任
編集委員	三富 介護主任

(編集委員 五十音順)
上記委員により今後も寿楽荘だよりは定期的に刊行される予定です。ご協力をお願いします。